

タイトル	「ケアの社会化」をめぐる方法と課題 - 家族化と市場化とをつなぐ視点
著者	井上, 睦; INOUE, Makoto
引用	北海学園大学法学研究, 58(4): 37-57
発行日	2023-03-30

論 説

「ケアの社会化」をめぐる方法と課題 ——家族化と市場化とをつなぐ視点

井 上 睦

1. はじめに

日本は公的福祉、とくに家族支援をはじめとする現役世代への福祉の脆弱性で知られる。福祉責任の多くが家族に委ねられるという点で、福祉供給の分担のありかたを示す福祉レジーム論においてしばしば家族主義的福祉レジーム（家族主義レジーム）に位置づけられる（新川 2005；辻 2012）。こうした日本の家族主義は、グローバル化の進展とポスト工業経済への移行に伴う「新しい社会的リスク」¹が顕在化する中で、機能不全に陥ってきた。古い社会的リスクが、男性稼ぎ手モデルと完全雇用を前提とした社会における世帯主の所得の喪失であるのに対し、新しい社会的リスクとは、育児や介護、不安定雇用などによって生じるケアの危機と個々人の所得の喪失を指す（濱田・金 2018：5）。日本のように家族主義レジームに位置づけられる諸国では、家族の生活は、男性稼ぎ手への雇用保障と家族による無償のケア労働に大きく依存する。そのために、雇用と家族の不安定化に対してとりわけ脆弱で新しい社会的リスクへの対応能力を欠いてきた。

こうした中、1990年代以降には、日本でもケアサービスの拡大や家族支援の強化など新しい社会政策の展開が見られてきた。このような動きは、これまで家族が私的領域で担ってきたケア責任を社会で共有するという点で「ケアの社会化（the socialization of care）」と呼ばれる。1997

*本研究は、JSPS 科研費（20H00058、21K13232）の成果の一部である。

¹ 新しい社会的リスクとは、社会的投資戦略との関連において Esping-Andersen によって最初に注目され、「ポスト工業社会への移行に伴う経済的社会的変化の結果として人々が今日自分たちのライフコースにおいて直面するリスク」と定義される（Esping-Andersen 1996＝2003；Taylor-Gooby 2004；Bonoli 2006）。

年には「介護の社会化」を標榜した介護保険法が制定（2000 年施行）され、2005 年版の国民生活白書では「子育ての社会化」（内閣府 2005：185）が掲げられた。一連の新たな政策は、介護サービス提供におけるケアマネージャー制度の確立から児童手当の支給や保育料無償化、保育・介護サービス市場の量的拡大まで多岐にわたる。このような動きはとくに 2000 年代以降、家庭と仕事との両立支援策、女性の就労支援といった雇用政策と連動して展開するようになる。

家族へのケアの依存度を減らすことは「脱家族化（defamiliarization）」と呼ばれる（Esping-Andersen 1999＝2000）。では、日本では「ケアの社会化」によって脱家族化が進んだといえるのだろうか。今日、老々介護、ワンオペ育児、待機児童問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど様々な言葉がメディアを賑わし、ケアをめぐる困難は社会に広く存在しているように見える。「ケアの社会化」の展開は、家族のケア責任を、どの程度、そしてどのように社会化したといえるのか。評価は大きく分かれてきた。

本稿の目的は、日本における「ケアの社会化」をめぐる議論の分断を乗り越え、それらを統合するための分析視点を提示することにある。既存研究では、「ケアの社会化」の下で展開された政策の多様性、多義性ゆえに、それをどの側面から捉え、それが実際にもたらした帰結をどのように捉えるかという点に隔たりが存在してきた。他方、異なる結論を導き出してきたにもかかわらず、いずれの研究も、国家・市場・家族の三者間における福祉供給をめぐる分担のありようの変化を問うてきたという共通点がある。しかし、日本における「ケアの社会化」は、福祉の供給のありかたの変化としてのみ生じたわけではない。というのも、日本の家族主義は、第 1 に、家庭内での女性によるケア労働を可能とした性別役割分業によって、第 2 に、男性稼ぎ手への雇用保障によって支えられてきたためである（宮本 2008）。ときに生産主義／開発主義福祉国家（productivist/developmental welfare state）とも評されるように、こうした雇用保障を可能としたのは、産業政策を含む多様な公共政策とそれを通じた分配であった。本稿では、日本における「ケアの社会化」を捉えるには、福祉供給のありかた——福祉レジーム——にとどまらず、日本の家族主義を支えた制度的条件がどのように変化したかを検討する必要があることを主張する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、「ケアの社会化」をめぐる先行研究を振り返り、これまで家族化（familiarization）と市場化（mar-

ketization) という2つのキーワードが提出されながらも両者の接続が図られてこなかったことを指摘する(第2節)。次に、これまでの議論の分断をつなぎ「ケアの社会化」をより具体的かつ包括的に捉えるために、日本において家族主義の存立を可能にしてきた制度的条件を検討する(第3節)。最後に、これまでの考察を踏まえ「ケアの社会化」を総体として捉える視点を展望する(第4節)。

2. 「ケアの社会化」をめぐる分断：脱家族化、家族化、そして市場化

近年の日本における新たな社会政策の展開をどう評価するかについては、まだほとんどコンセンサスが得られていないといつてよい。本節では、「ケアの社会化」をめぐる先行研究を2つの流れに分けて検討し、その含意と課題を指摘する。第1の潮流は要因分析であり、それは主に福祉国家研究で行われてきた。ここでは特定の政策を取り上げ、それが「ケアの社会化」をどの程度進めたか、あるいは進めなかったか、そしてその要因は何かが問われてきた。これに対し、第2の研究潮流は、「ケアの社会化」の下で展開された政策が実際にどのようなものだったのか、その性質を明らかにしようとしてきた。ここでは、脱家族化の遅れと家族主義の強化(家族化)、さらに市場化という異なる特徴が指摘されてきた。

(1) 「ケアの社会化」の成否とその要因

「ケアの社会化」は、なぜ成功し、あるいはしなかったのか。「ケアの社会化」によって日本の福祉レジームが変容したとすれば、あるいは「ケアの社会化」によってもそれが維持されてきたとすれば、それはなぜか。こうした問いをめぐるのは、新たな福祉の拡充によって日本の家族主義的／開発主義的なレジームが変化したとする評価と、政策拡充は限定的なものにとどまり既存のレジームが維持されたという評価とが併存してきた。前者は家族政策拡充の要因として制度的な回路の存在や政党間競争によるイシューの継続性を指摘する。このうち制度に着目する論者は、日本において選挙志向型の政策転換が行われなかった一方で、新たな政策にかかわるステークホルダーが持続的に政策交渉に参加できるような制度的チャネルが存在していたことに政策拡充の要因を見る(Estévez-Abe and Naldini 2016)。他方、政治主体により着目する立場は、1993年の非自民党政権の登場と左派政党のアジェンダセッティング

を転機とし、都市部や若年層で増加する無党派層の支持獲得競争によって家族政策の拡大という共通の 이슈が党派を超えて引き継がれたとする (Fleckenstein and Lee 2017; 西岡 2021)。

これに対し政策が限定的なものにとどまったとする後者は、その要因として開発主義的な制度の存在や経済界の合意調達の失敗に着目する。社会的投資戦略の多国間比較分析をした Peng は、日本では社会的投資という謳い文句にもかかわらず人的資本への投資やそれを通じた貧困・格差縮小が目指されなかったとし、その要因として開発主義的な制度の経路依存性を指摘する (Peng 2011)。他方、社会的投資やワークライフバランスといった新たな言説の登場に着目する論者は、これらが家族政策の拡充と経済的利益とを説得的に結びつけるような解釈パターンを生まなかったために政策拡充についての経済界の合意が得られなかったと論じる (Seeleib-Kaiser and Toivonen 2011)。

「ケアの社会化」の成否、あるいは進展の程度をめぐって真っ向から対立するように見えるこれらの議論は、いずれも制度の形式とその目的・機能とが一致するという前提に立つ。つまり、前者は制度変化における目的・機能の変化を、後者は制度形態の持続における目的や機能の継続性を想定している。「ケアの社会化」という文脈に即していえば、その下で展開する政策やサービスが脱家族化という目的・機能を持つことが暗黙裡に想定され、家族政策の拡充を評価する場合にはレジームの変容という結論が、評価しない場合にはレジームの維持という結論が導き出されることとなる。しかし、「ケアの社会化」を掲げる政策が必ずしも脱家族化をもたらすわけではなく、また脱家族化の遅れは必ずしも政策の不十分さに起因するわけではない。それゆえ、第2の研究潮流においては、「ケアの社会化」の下で具体的にどのような変化が生じたのかがより詳細に問われてきた。

(2) 「ケアの社会化」の様相：脱家族化の遅れ、家族化、そして市場化

脱家族化の遅れと家族化

Leitner は、Esping-Andersen の脱家族化分析²において、国家と市場

² Esping-Andersen の脱家族化分析の指標は、①家族サービスへの支出が GDP のなかで占める割合、②家族手当と税控除の総合的価値、③3歳以下の幼児に対する保育の割合、④在宅介護サービスを受ける65歳以上の高齢者の割合の4つである

が供給する家族に対する社会サービス・政策のすべてが脱家族化を目指すものとして想定されていることを批判し、こうした政策が家族以外にケアの機能を外部化する「脱家族化」と、家族がケアを担えるように支援する「家族主義化（家族化）」の2つの機能を持つと主張した（Leitner 2003）。たとえば、保育・介護などのケアサービスの拡大、サービス利用に際しての公的補助の充実などは、家族によるケアを外部化するという点で脱家族化政策といえる。これに対し、育児休暇や育児給付、養育費支援などは、家族がケアに専念できるよう支援するという点で家族化政策とされる。Leitner は、この「脱家族化」と「家族化」を軸に、両方が強い「選択的家族主義」、前者が弱く後者が強い「積極的家族主義」、前者が強く後者が弱い「脱家族主義」、両者が弱い「消極的家族主義」の4つの家族主義類型を提示した。この指標に依拠すると、日本はもともといずれのタイプの家族政策も弱い「消極的家族主義」に位置づけられる。このLeitnerの枠組みに依拠し、1990年代以降の「ケアの社会化」を分析した研究では、家族がケアを提供することに公的な経済的支援を行う家族化政策が展開した一方で、家族によるケア労働を外部化する脱家族化政策はあまり進展しなかったことが示されてきた（藤間 2018）。

落合は、ケアをケアサービスとケア費用とに分け、Leitnerの「脱家族化」と「家族化」は正確には「ケアサービスの脱家族化」、「ケア費用の脱家族化」だと論じる（落合 2013）³。その上で、日本を含む東アジアについては、家族がケアサービスを提供し、そのサービスに対して対価が支払われないという点で、ケアサービス、ケア費用のいずれも脱家族化が進んでいないと評価する。さらに、「ケアの社会化」の下では育児の社会化や介護の社会化がある程度進んだものの、サービス供給が需要に追いついておらず、家族責任の規範が強化されてきたことを示した。

指標の違いこそあれ、これらの議論はいずれも、日本の「ケアの社会化」における脱家族化の遅れと家族化を指摘するという点で共通している。では、こうした脱家族化の遅れや家族化は、具体的にどのようなところに見られるだろうか。たとえば育児分野では、出産後の就労を希望する女性が増える一方、とくに0～2歳の低年齢児の保育が十分整備さ

（Esping-Andersen 1999=2000：97-98）。

³ 同様に、辻は「ケアの社会化」の具体的な内実を「ケア労働／ケア費用の社会化・脱家族化」として提示する（辻 2012：22-25）。

れず、保育施設・サービスの不足が生じてきた（大木 2019）。他方で、2003 年の少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法および 2006 年の改正教育基本法、2016 年の改正児童福祉法・改正児童虐待防止法では、子どもを養育する親の「第一義的責任」が明記され、子どもの養育・教育に関する家族責任が新たに盛り込まれた（広井 2012, 2021；藤間 2018）。さらに 6 歳未満の子どもを持つ世帯については、共働き可否かを問わず、1996 年から 2016 年までの 20 年間で夫婦ともに家事労働時間と育児労働時間の増加が見られている（内閣府 2020）。同様に、高齢者介護の分野では、「介護の社会化」と銘打った介護保険制度が 2000 年に始まったものの、2005 年の法改正以降には、施設サービスに対して居宅サービスが増加する一方で、ホームヘルプサービスにおける生活援助が抑制されてきた。こうした動きは家族介護を前提とした在宅福祉の推進として、「介護の『再家族化』」と評されてきた（藤崎 2009, 2013）。

「ケアの社会化」の下で様々な政策が展開したにもかかわらず、脱家族化が進まず、逆に家族化が進んだのはなぜだろうか。「ケアの社会化」という言葉の意味から考えるとこうした帰結は矛盾にも見える。このパラドキシカルな事態の背景として指摘されるのは、家族主義的な制度の存在である。具体的には、「家庭保育／介護の原則」などケアの一義的な責任を家族に置く制度、そして扶養家族に対する社会保険や税制上の優遇措置など、男性稼ぎ手モデルを前提としたジェンダー化された制度が挙げられる。

下夷は、1990 年代以降の「ケアの社会化」の下で、ケアにおける家族責任が強固に維持されてきた要因として、ケア責任を家族に置く既存の制度に着目する（下夷 2015）。たとえば、就学前の子どものケア責任を家族に置き行政はそれを支援するという「家庭保育の原則」は、現在に至るまで法律上見直されてきていない。2015 年に始まった子ども・子育て支援制度の下では、保育所利用資格が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変更されたが、家庭での養育という前提は変わらず、行政が認める事由を満たさなければ子どもを保育園に預けることはできない⁴。同様に、介護保険制度については、利用限度額がサービスを完全に

⁴ もちろん、2016 年に話題となった「保育園落ちた日本死ね」というブログ記事に表れているように、現実には行政が求める事由を満たしてもなお、保育園に預けられない状況があることには留意が必要である。

カバーできず事実上家族介護を前提とした制度設計となっている。それゆえにでもあるが、介護保険制度の施行によって在宅介護サービス供給が飛躍的に拡大した一方、施設介護に関しては自治体の整備が追いつかず、特別養護老人ホームの待機者問題が深刻化した。

澤田は、「ケアの社会化」に相当する日本の少子化対策が「脱家族主義」的政策の導入を図るものであった一方、「家族主義」的政策を温存してきたために、前者が実効性を有してこなかったと指摘する（澤田 2016）。つまり、「ケアの社会化」の下で見られてきた脱家族化の遅れや家族化は、必ずしも家族政策の不十分さによって生じたわけではなく、家族主義的レジームの経路依存的な政策展開によって、家族によるケアに対する公的支援という形を取って生じたといえる。

市場化

他方、これまで家族が担ってきたケアの社会化——外部化——は、現実には国家ではなく市場（準市場）によって提供されてきた⁵。それゆえに、社会化の先を問う研究では、家族によるケアを外部化する先としての市場がどのように立ち現れ、その役割を増大させてきたか、すなわち「ケアの市場化」が問われてきた。「ケアの社会化」における脱家族化の遅れや家族化といった現象が主に社会学分野で論じられたのに対し、ケアの市場化は政治経済学分野で関心を集めた。ここでは、ケアサービス施設の運営・責任主体の委譲をめぐる行政改革や、ケアサービス産業育成策が主たる分析対象となり、それらを通じた市場化のありようが主題となった（森 2018；Nishioka 2019；原 2020）。

こうしたケアの市場化は、福祉拡大の機運が生じた 1990 年代前半以降、「ケアの社会化」の過程に重なって生じた。1989 年に策定された「高齢者保健福祉推進 10 か年計画（ゴールドプラン）」を土台に、1994 年には新ゴールドプランや「今後の子育ての施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表された。この時期の政策基調は 1997 年の介護保険法制定や児童福祉法改正、1999 年の新エンゼルプランの策定につな

⁵ 準市場は、競争原理の導入に際して、「公的な費用負担」「（選択にあたって）情報収集や意思決定が困難な人に対する支援や保護策」等をはじめとする政府の介入や規制を伴う。ケアの市場化は、その性質上、自由競争ではなく政府の介入や規制を伴う市場化（準市場化）という形態をとる（長澤 2017）。

がっていく。1990年代の保育・介護両分野に共通する変化は、ケアサービス利用の措置制度から契約方式への変更、すなわち行政が認める福祉サービスの提供から利用者と事業者との自由契約方式への移行である。ここで導入されたしくみは福祉契約主義と呼ばれ、福祉の領域に「市場」と「選択」のメカニズムを導入する契機となった（原 2018：1）。さらに2000年代以降になると、保育所や介護施設の運営方式やアウトソーシングに関する大幅な規制緩和によって保育・介護サービスの量的拡大と多様化が進み、ケアサービスの提供主体として本格的な営利産業の参入が見られるようになる。その後の保育料無償化や介護保険は、ケアサービス提供を市場に任せながら、その費用の一部を国が負担することで、市場化をさらに進展させるものとなった（原 2020）。こうした点に着目すると、ケアの市場化は、従来のケアサービスの供給や利用のありかたを規定した制度の大幅な変更を伴うものであり、経路離脱的な展開を遂げてきたといえよう。

では、脱家族化の遅れや家族化という現象と、市場化という現象はいかなる関係にあるのか。家族主義レジームの経路依存的な展開と経路離脱的な展開という点に着目すれば、これら——とくに家族化と市場化——は相反する現象に見える。理論的には、家族が担ってきたケア労働を外部化するという点で、市場化は家族化というよりもむしろ脱家族化をもたらすように見える。あるいはケアの市場化が女性の労働力化と軸を一にしたとの指摘（原 2020）に鑑みても、女性の就労促進策といった脱家族化の過程と市場化の関係の方がより親和的に思われる。新川は、公的介護保険や出産・育児支援が日本の脱家族主義化を促すとし、さらにその脱家族主義化が、市場メカニズムの活用によって自由主義モデルに接近していると論じた（新川 2009）。また宮本は、分権多元型の福祉理念の下で準市場を通じた脱家族化が目指され、その後、市場志向型の傾向が強まったとする（宮本 2021）。こうした議論も、家族化と市場化というよりも、脱家族化と市場化の親和性を示唆するものといえよう。

むろん市場化のありかた次第では、サービス利用の抑制など、そこから排除される人が生まれる可能性があり、結果として家族化が生じうる。あるいは、「日本型福祉社会論」（1979年）で個人・家族の自助努力と「効率のよい」政府が掲げられたように、福祉抑制のための市場化は家族の役割強化を伴いうる。しかしながら、こうしたケースでは公的福祉の供給がほとんどない状態か、あるいは縮小に向かうことが前提であり、福

社の生産・供給責任が国家から家族と市場の二者に委ねられるために家族化と市場化が同時進行する。対して「ケアの社会化」の過程では、政策が限定的、あるいは不十分だったという評価はあるが、拡充それ自体が否定されてきたわけではない。これまでの研究では、政策拡充を通じた家族化と市場化の進展がそれぞれ指摘されながらも、なぜこれらが同時期に現れてきたのか、どのような関係にあるのかについてはほとんど問われてこなかった。

3. 「ケアの社会化」を捉える視点

「ケアの社会化」という共通の過程における、一見相反する現象はどのような関係にあるのか。本節では、これまでの議論が分断されてきた要因を探り、その共通点を導出することで、両者の議論を接続し「ケアの社会化」を総体として捉えるための分析視点を提示する。まず、「ケアの社会化」の多義性およびその下で展開された政策の多様性ゆえに、分析対象にずれが生じてきたこと、他方、福祉供給のありかたの変化を問うという点で、両者がいずれも「ケアの社会化」に伴う変化を福祉レジームの枠組みから捉えようとしてきたことを指摘する。その上で、日本の家族主義を支えた制度的条件を、狭義の社会政策を超えて捉える視点を提示する。

(1) 分断の背後にあるもの

1990年代から2010年代にかけての「ケアの社会化」は、「介護の社会化」や「子育て／育児の社会化」などと謳われた一方で、必ずしも一貫した名称の下に展開したわけではない。「ケアの社会化」に重なる取り組み・施策として、少子（高齢）化対策、男女共同参画、ワークライフバランス、社会的投資戦略、女性活躍推進のほか、ケア政策、家族政策、ジェンダー平等施策などが挙げられる。いずれも日本の行政分野で明確に定義されておらず、その下で展開された個別政策も多岐にわたる。

この背景として、そもそもこれらの新たな社会政策が、画一的な機能・目的を持つ従来型の社会政策と異なり、より多様な機能・目的を持っていたことが挙げられる。戦後の福祉国家を支えた従来型の社会政策は、男性稼ぎ手モデルと完全雇用社会を前提とし、失業や貧困など古い社会的リスクに対応してきた。これらは、男性稼ぎ手への所得保障などを通じ、労働市場から離れても「世帯」が生計を維持できる「脱商品化 (de-

commodification)」機能を持つ。これに対して、「ケアの社会化」に数え入れられるような新しい社会政策は、すでに見たように雇用の流動化と家族形態の変化に伴う新しい社会的リスクへの対応策として登場した。それゆえに、ケアサービスの提供やケア費用支援など、ケアの危機に対応する「脱家族化」機能と、個々人を労働市場に再統合する「再商品化(re-commodification)」機能を持つことが想定される(加藤 2014)。つまり、「ケアの社会化」の下では、たとえば保育サービスの拡大を通じて脱家族化が、そして妊娠や出産で労働市場から離れた母親への就労促進事業によって再商品化が同時に図られうる。これらはいずれも「ケアの社会化」の一環として位置づけられる一方でそれぞれ異なる機能を持ち、さらに前者はケア政策、後者は雇用政策というように別々の政策として展開する。

その結果、これまでの議論は、異なる政策領域を対象とし、異なる局面に着目することで、家族化と市場化という一見相反する結論を導き出してきた。とりわけ、家族化／脱家族化を軸とする研究がケア政策や家族政策といった狭義の社会政策の領域を分析対象としてきたのに対し、市場化をめぐる研究は行政改革や産業政策、雇用政策といったより幅広い政策領域を対象とし、政策間の関係は問われてこなかった。

注目すべきは、こうした分断にもかかわらず、これまでの議論がいずれも国家・市場・家族の三者間における福祉供給をめぐる分担のありかた——福祉レジーム——の変化を問うてきたという点である。つまり、家族化／脱家族化を軸とする研究は、家族によるケア負担がどの程度、どのように緩和・解消されたかを、市場化をめぐる研究は、家族のケア負担を外部化する先としての市場がどの程度、どのように拡大したかを問題としてきた。前者は主に国家と家族との関係に、後者は国家と市場あるいは家族と市場の関係にそれぞれ着目することで、脆弱な公的福祉と家族によるケアという従来の責任分担のありようが「ケアの社会化」によってどのように変化したのかを分析してきたといえる。だが、そもそも「ケアの社会化」を、福祉供給をめぐる分担のありかたの変化として捉えてよいのだろうか。また、仮に福祉供給をめぐる分担のありかたの変化と捉えるとして、それを国家と市場、家族という三者間の関係から理解してよいのだろうか。

そもそも「ケアの社会化」が求められた背景には、ケアが家族によって、とりわけ女性に担われているという状況への問題意識があった。さ

らにこうした現実については、それが単に女性自身の社会進出や経済的自立を阻むだけでなく、労働力不足や少子高齢化といった社会問題にも関連していることが示されてきた。つまり、「ケアの社会化」は、単に新しい社会的リスクの緩和・解消というよりも、ケアの担い手となってきた家族—女性の解放を通じた社会問題の緩和・解消であり、具体的な目標との関係の中にある概念として提出されたといえる。それゆえにでもあるが、その目標を達成する方法自体は、可能性としては多様でありえる。他方で、個々の政策はそれ自体独自のダイナミズムを持つとともに相互補完性を有するために、大目標の一環として位置づけられたとしてもそれ自体ただちに大目標の実現に寄与するとは限らない。つまり、個別の政策分析のみでは「ケアの社会化」の目標にどの程度、どのように近づき、あるいは遠のいたかを測定することはできない。

したがって、「ケアの社会化」を総体として捉え、どのような変化が生じたかを明らかにするためには、そもそも日本において家族—女性をケアの担い手たらしめてきた制度的な条件が何であり、それがなぜ、どのように変わったかを分析する視点が必要となる。「ケアの社会化」に影響を及ぼした具体的な制度・政策は、日本の家族主義を可能とした制度的条件を整理してはじめて導出されるべきものだろう。

(2) 家族主義を支えた制度的条件

では、具体的にどのような制度・政策が、いかにして日本の家族主義を支えてきたのか。まず、落合にならって家族によるケア供給のありようをケア労働とケア費用とに分けて考えた場合、これらは性別役割分業によって分担される。つまりここでは、女性が家庭内で無償のケア労働に、男性稼ぎ手がケア費用を含む生計費を得るため生産労働に従事することが想定される。それゆえに、「ケアの社会化」がどのような変化をもたらしたかを分析するには、何よりもこうした公私の領域を横断する性別役割分業とそれを支えた制度が何であり、そこにどのような変化が生じ、あるいは生じなかったのかが問われる必要がある。

以上を踏まえ、本節では、家族主義を支えた制度的条件として家庭内のケア役割、労働市場の二極構造、経済成長戦略および産業・雇用政策を取り上げ、「ケアの社会化」の下で展開される諸政策がこれらの制度をいかに変化させ、あるいは維持するのかを検討する。なお、三者は相互に独立しているわけではなく補完的關係にある。とりわけ、男性稼ぎ手

への雇用保障とコインの表と裏の関係にある労働市場の二極構造は、家庭内のケア役割と産業・雇用政策とを媒介するものとして位置づけられる。

家庭内のケア役割

家庭内でケア役割を担ってきた女性がケア責任から解放されるか否かは、脱家族化の程度に影響されるだけでなく、家庭内の分担にも影響される。それゆえに、脱家族化という概念については、家庭内での性別役割分業を不問にしており、ジェンダー平等を捉えることができないとの指摘がなされてきた (Saxonberg 2013; Mathieu 2016; 三浦 2018)。こうした指摘は、脱家族化が意味するものが現にケアを担ってきた女性の解放である必要を提起し、ケア供給のありかたの変化を国家・市場・家族の三者間における変化として捉えてきた従来の議論に異議を申し立てるものといえる。

もとより、脱家族化概念の定義自体に「女性の自律性」というジェンダー関係の要素が組み込まれており、ジェンダー関係には焦点がないかのような議論は説得力に欠けるとの指摘もある (大沢・難波 2011)。この立場によれば、「ケアの社会化」を通じた脱家族化の進展がただちにジェンダー平等の進展を意味することになる。たしかに脱家族化の定義において、「家族」という用語は暗黙裡に女性に適用される。しかしながら、Esping-Andersen の指標を用いた脱家族化の測定によって女性が家族からどの程度自立しているのかを把握することは困難である (Mathieu 2016: 578)。むしろ、Leitner や落合が示したように、脱家族化のありようによっては家族によるケアを支援し、女性のケア労働への依存を強めることでジェンダー不平等を強化しうる⁶。たとえば、産前産後休暇や育児休業、家族手当や子の看護休暇・介護休暇といったケア費用の脱家族化は、制度自体がジェンダーレスであるがゆえに既存のジェンダー不平等をそのまま反映する。他方、ケア労働を家族の外部に移すような脱家族化政策に依らなくとも、ケアの女性への依存を緩和することは可能である。父親単独での育児休暇の取得を通じたパパ・ク

⁶ Mathieu は、Leitner の家族主義類型に評価を示しつつも、分析の焦点を家族の役割から再生産労働における母親の役割に変更する必要があるとして「脱母性主義化 demotherization」の概念を提示する (Mathieu 2016)。

オータ制など、家庭内でのケア役割の男女平等化の促進がそれにあたる。したがって、「ケアの社会化」を女性の解放として測定するためには、脱家族化という概念が女性のケア役割の維持・強化をも含むことに留意した上で、家庭内の性別役割分業の変化を追う必要がある。

労働市場の二極構造

こうした家族—女性によるケアを支えるのは、私的な領域における性別役割分業だけでない。同時に重要な役割を果たすのが、公的な領域における性別役割分業、つまり男性稼ぎ手モデルを支えた制度であり、なかでもジェンダー化された労働市場の二極構造である（三浦 2018）。1985 年の男女雇用均等法制定は、男性を総合職に、女性を一般職に振り分けることで従前からの男女別雇用管理を形を変えて維持した。さらに同時期に成立した基礎年金制度（1985 年）や配偶者特別控除の下で、女性は家庭内で家事や育児、介護を引き受けながら非課税・保険料免除の範囲内でパートタイマーとなる。ここでは、労働レジームの中核としての「男性稼ぎ手」と「女性被扶養者」による家族像は変わらず、家族責任は〈稼ぎ手賃労働担当男性、家族ケア労働+家計補助パート担当女性〉として再構成された（服部 2015）。1990 年代以降には労働市場の柔軟化が進み男性稼ぎ手への安定的な雇用が失われたが、その一方で、正規雇用と非正規雇用の格差は雇用形態や賃金をめぐる男女格差を反映してきた。こうした現状を踏まえ、「ケアの社会化」をケア責任からの女性の解放として評価するためには、家庭内でのケア役割だけでなく、女性の経済的な自立を妨げてきた制度・政策変化の有無を分析する必要がある。

重要な点は、この文脈でしばしば取り上げられる女性の就労促進が、女性を労働市場に統合するという点で新しい社会的リスクに対応する施策である一方、必ずしも女性の経済的自立を促したり、労働市場におけるジェンダー平等を促進したりするわけではないという点である。たとえば労働市場への女性の統合に際して、男女の賃金格差や雇用形態の格差が維持・強化される場合はジェンダー不平等化を促進しうる。つまり、女性の就労率が高まったとしても、その多くを時短勤務や不安定な雇用が占める場合、男女間の賃金格差は維持・強化される。このようなケースでは、女性は労働市場に参加しながら家庭内でのケア役割を担うという「二重の負担」からは解放されない。

このように、私的領域と公的領域を横断する性別役割分業は、家庭内

でのケア役割と労働市場の二極構造によって支えられる。性別役割分業への視点は、国家・市場・家族という三者を中心に福祉供給の分担変化を読み解こうとする試みへの異議申し立てであり、現実にはケアを担ってきた女性を中心として「ケアの社会化」をより具体的に捉えようとするものといえる。他方で、こうした議論は、「ケアの社会化」を福祉供給のありようの変化として、つまり狭義の社会政策の変化として捉えることに対する異議申し立てにはなっていない。なぜなら欧米の福祉国家においては、女性によるケアも男性稼ぎ手への生活保障も、基本的には社会保障を中心とした狭義の社会政策を通じてなされてきたためである。他方で、日本における「ケアの社会化」は、福祉供給のありかたの変化に着目するだけでは読み解くことができない。すでに多くの論者によって指摘されてきたように、日本における男性稼ぎ手への生活保障は、社会保障制度を通じた再分配ではなく産業・雇用政策を通じた分配によって達成されてきたためである。

経済成長戦略および産業・雇用政策

日本を含む東アジア諸国における社会的保護のしくみを説明するものとして、生産主義／開発主義福祉国家論が挙げられる (Holliday and Wilding 2003=2007; Kwon 2005, 2009)。生産主義／開発主義国家（以下開発主義国家）においては、国家主導型の経済成長と完全雇用に力点が置かれ、社会政策は経済成長という目標に従属する。ここでは、産業政策を含む多様な公共政策とそれを通じた分配が、狭義の社会政策を代替する。同様の概念として、狭義の社会政策の「機能的代替物 (functional equivalents)」(Estévez-Abe 2008)、「雇用保障」(宮本 2008)などが提示されてきた。

ただし、福祉国家における社会保障と開発主義国家における雇用保障という違いは、単なる社会的保護のしくみの違いにとどまらない。これは、福祉国家と開発主義国家における社会政策と経済政策との関係性の違いであり、経済成長戦略、そして社会統合のパターンの違いでもある⁷。まず、福祉国家では、ケインズ主義的な国内需要管理によって社会政策

⁷ 齊藤純一によれば、社会統合とは、「社会の成員がその諸制度を自らにとって有意義なものとして受け止め、それを持続的に支持する関係が成立している状態」とされる (齊藤 2009: 21)。

を通じた市場拡大と経済成長が目指される。これに対し、開発主義国家では社会政策は限定的な役割にとどめられ、需要喚起のように経済成長に直接寄与する機能は持たない。代わりに経済成長の達成とその果実の分配を通じて社会政策の機能が補完される。すなわち、福祉国家では社会政策と経済政策は結びつき、再分配とそれを通じた経済成長によって社会統合が目指されるのに対し、開発主義国家では社会政策と経済政策はより切り離され、経済成長を通じた分配によって社会統合が目指される。この点で、それぞれ社会政策と経済政策の果たす役割が大きく異なってきたといえる。

グローバル化が進展し、産業構造が変容する中、福祉国家は再編を迫られてきた。これは福祉国家を支えた社会的保護のしくみの変化だけでなく、福祉国家の経済成長のしくみそのものの変化でもある。同様に、日本を含む開発主義国家においてもこれまで狭義の社会政策を機能的に代替してきた産業・雇用政策は変更を迫られてきた。これは単に社会的保護のしくみの変化というよりも、社会政策のありようを規定した経済成長戦略それ自体の変化でもある。さらに経済成長戦略そのものの変化は、開発主義国家においてこれまで切り離されてきた社会政策と経済政策の関係変化を示唆している。なかんずくケアの市場化については、サービス産業育成戦略と女性の雇用促進政策という点で、産業・雇用政策の変化が指摘されてきた。一方ではケアサービス市場が拡大され、他方では柔軟な雇用形態や職種転換を可能にする女性の就労が促進される場合、経済政策と社会政策が一体となる領域が生まれる。ここでは、ジェンダー化された労働市場が強化され、それを媒介として市場化と家族化とが直接連動しうる。それゆえ、「ケアの社会化」によって日本の家族主義にいかなる変化が生じたのかを導出するには、狭義の社会政策だけでなく、産業・雇用政策およびそれに影響をもたらした経済成長戦略の変化をまずもって分析する必要がある。

4. おわりに

以上、日本における「ケアの社会化」をめぐる議論を追い、家族化と市場化という一見相反する特徴が指摘されてきたことを確認し、その含意と課題を考察した。これまでの議論は基本的に福祉レジーム論に依拠して、福祉供給の分担のありようが国家・市場・家族の間でいかに変化したかという点を問題にしてきた。しかし「ケアの社会化」は、単にケ

アの供給元を家族から社会——それが国家であれ、市場であれ——に移行するだけでは成立しない。日本における家族主義は、女性による家庭でのケア労働を支えた性別役割分業によって支えられ、また性別役割分業は社会政策を機能的に代替した産業・雇用政策およびそれを規定した経済成長戦略によって成立してきたためである。

すでに指摘したように、日本のような開発主義国家と福祉国家における社会政策と経済政策の役割の違いは、経済成長の方法の違い、ひいてはそれを通じた社会統合のパターンの違いを示唆している。この観点に基づき、以下では、日本における「ケアの社会化」の特徴についての暫定的な仮説を提示することで本稿を終えたい。すなわち、福祉国家と日本では、社会統合における社会政策と経済政策の役割が異なるために、「ケアの社会化」の過程に差異が生じるのではないかと。まず、西欧福祉国家の再編過程では、社会統合に主たる役割を果たす社会政策の機能が脱商品化から再商品化と脱家族化へと移行する。これに対し、社会政策ではなく経済政策が社会統合に主たる役割を果たしてきた日本のようなケースでは、雇用を通じた商品化から、再商品化と家族化というかたちで経済政策の機能転換を伴うのではないかと。その結果、西欧福祉国家における「ケアの社会化」が社会政策の拡充によって進み、ケアサービスの拡大と女性の就労促進、そしてジェンダー平等化を伴うのに対し、日本におけるそれは、既存の制度を活用する形での新たな経済成長戦略として現れ、ケアサービスの拡大と女性の就労促進、そしてジェンダー平等化を伴うのではないかと。

在宅ケアの市場化改革の国際比較を行った Bode らは、それらが政策の方向性を転換させる経路離脱的なものであったと同時に既存の制度に「埋め込まれた市場化 (embedded marketization)」という特徴を持っていたと指摘する (Bode, Champetier, and Chartrand 2013)。これに従うと、日本においては、家族主義的な、あるいは性差別的な既存の制度に埋め込まれるかたちで、市場化を軸とした「ケアの社会化」が展開したといえるかもしれない。

最後に、「介護の社会化」から始まった「ケアの社会化」は、とくに 2000 年代以降、その比重を子育て分野に移してきた。子育て支援が叫ばれる一方で、高齢者介護分野は、介護保険制度上も金銭的負担の面でもますます利用ハードルが上がっている (森 2023)。こうした傾向から、それぞれの分野において家族化と市場化の関係性が大きく異なることが

想定される。今後個々の特徴を踏まえた詳細な事例分析が必要となろう。

参考文献

- Bode, I., B. Champetier, and S. Chartrand (2013) "Embedded Marketization as Transnational Path Departure. Assessing Recent Change in Home Care Systems Comparatively," *Comparative Sociology* 12(6): 821-850.
- Bonoli, Giuliano (2006) "New Social Risks and the Politics of Post-Industrial Social Policies," in Armingeon, K. and G. Bonoli (eds.) *The Politics of Post-Industrial Welfare States: Adapting Post-War Social Policies to New Social Risks*: 3-26. London: Routledge.
- Esping-Andersen, Gøsta (eds.) (1996) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*. London: Sage. (埋橋孝文監訳 (2003) 『転換期の福祉国家 — グローバル経済下の適応戦略』 早稲田大学出版部)
- Esping-Andersen, Gøsta (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford and New York: Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳 (2000) 『ポスト工業経済の社会的基礎 — 市場・福祉国家・家族の政治経済学』 桜井書店)
- Estévez-Abe, Margarita (2008) *Welfare and Capitalism in Postwar Japan: Party, Bureaucracy, and Business*. New York: Cambridge University Press.
- Estévez-Abe, M. and M. Naldini (2016) "Politics of defamilialization: A comparison of Italy, Japan, Korea and Spain," *Journal of European Social Policy* 26(4): 327-343.
- Fleckenstein, T. and S. C. Lee (2017) "Democratization, post-industrialization, and East Asian welfare capitalism: The politics of welfare state reform in Japan, South Korea, and Taiwan," *Journal of International and Comparative Social Policy* 33(1): 36-54.
- Holliday, I. and P. Wilding (eds.) (2003) *Welfare Capitalism in East Asia: Social Policy in the Tiger Economies*. Basingstoke: Palgrave Macmillan. (埋橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野裕俊・鷺巣典代訳 (2007) 『東アジアの福祉資本主義 — 教育、保健医療、住宅、社会保障の動き』 法律文化社)
- Kwon, Huck-Ju (2005) "Transforming the Developmental Welfare State in East Asia," *Development and Change* 36(3): 477-497.
- Kwon, Huck-Ju (2009) "The Reform of the Developmental Welfare State in East Asia," *International Journal of Social Welfare* 18(1): 12-21.
- Leitner, Sigrid (2003) "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective," *European Societies* 5(4): 353-375.
- Mathieu, Sophie (2016) "From the Defamilialization to the "Demotherization" of Care Work," *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 23(4): 576-591.
- Nishioka, Susumu (2019) "Privatization of Childcare Service in Japan: Analysing Gradual Policy Changes since the 1990s," *Journal of Asian Public Policy* 11(3): 285-298.

- Peng, Ito (2011) "The Good, the Bad and the Confusing: the Political Economy of Social Care Expansion in South Korea," *Development and Change* 42(4): 905-923.
- Saxonberg, Steven (2013) "From Defamilialization to Degenderization: Toward a New Welfare Typology," *Social Policy & Administration* 47(1): 26-49.
- Seeleib-Kaiser, M. and T. Toivonen (2011) "Between Reforms and Birthrates: Germany, Japan, and Family Policy Discourse," *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 18(3): 331-360.
- Taylor-Gooby, Peter (ed.) (2004) *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State*. Oxford: Oxford University Press.
- 大木香菜江 (2019) 「家族主義福祉レジーム諸国の脱家族化——日本とイタリアの育児政策比較研究」『京都社会学年報』第 27 号、45-67 頁。
- 大沢真理・難波早希 (2011) 「解題」イエスタ・エスピンはアンデルセン (大沢真理 監訳) 『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割』岩波書店、203-204 頁。
- 落合恵美子 (2013) 「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成——『圧縮された近代』と『家族主義』」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学出版会、1-38 頁。
- 加藤雅俊 (2014) 「福祉国家の変容と移民政策——オーストラリアを事例として」『立命館言語文化研究』第 25 巻第 4 号、77-107 頁。
- 小泉明子 (2017) 「日本型福祉社会とは何だったのか——家族主義の観点から」『新潟大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』第 10 巻第 1 号、127-137 頁。
- 齋藤純一 (2009) 「制度による自由 デモクラシーによる社会統合」齋藤純一編『社会統合——自由の相互承認に向けて』岩波書店、21-50 頁。
- 澤田光 (2016) 「家族主義的福祉レジームにおける少子化対策」『奈良女子大学社会学論集』第 23 号、95-107 頁。
- 下夷美幸 (2015) 「ケア政策における家族の位置」『家族社会学研究』第 27 巻第 1 号、49-60 頁。
- 新川敏光 (2005) 『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- 新川敏光 (2009) 「福祉レジーム分析の可能性——戦後日本福祉国家を事例として」『社会政策』第 1 巻第 2 号、49-63 頁。
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- 東京新聞 2019 年 9 月 7 日 「「潜在待機児童」7.3 万人最多 待機 1.6 万人、厚労省発表、実態と乖離」https://www.tokyo-np.co.jp/article_photo/list?article_id=19548&pid=24704 (2023 年 1 月 5 日最終確認)
- 長澤紀美子 (2017) 「イギリスにおけるケアの市場化の展開——準市場の構造に着目して」『高知県立大学紀要 社会福祉学部編』第 66 巻、1-11 頁。
- 内閣府 (2005) 『平成 17 年版国民生活白書』。
- 内閣府 (2020) 「『家事・育児・介護』と『仕事』のバランスをめぐる推移」『男女共同参画白書令和 2 年版』〈https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/bl_s00_01.html〉2023 年 1 月 7 日閲覧。
- 西岡晋 (2021) 『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制——家族政策の「少子化対策」化』ナカニシヤ出版。
- 服部良子 (2015) 「労働レジームと家族的責任」『家族社会学研究』27 巻 1 号、36-48

- 頁。
- 濱田江里子・金成垣（2018）「社会的投資戦略の総合評価」三浦まり編『社会への投資——〈個人〉を支える〈つながり〉を築く』岩波書店、3-30 頁。
- 原伸子（2018）『【特集】福祉の契約主義と労働・家族・ジェンダー：特集にあたって』法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所雑誌』第 716 号、1-3 頁。
- 原伸子（2020）「ケアの理論と政策——保育の市場化批判」『立教経済学研究』第 73 巻第 3 号、107-132 頁。
- 広井多鶴子（2012）「戦後の家族政策と子どもの養育——児童手当と子ども手当をめぐって」『実践女子大学人間社会学部紀要』第 8 集、49-70 頁。
- 広井多鶴子（2021）「子どもの貧困対策と家族——子どもへの教育支援の拡大は何を意味するのか」『日本教育政策学会年報』第 28 号、93-102 頁。
- 藤崎宏子（2009）「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』」『福祉社会学研究』第 6 巻、41-57 頁。
- 藤崎宏子（2013）「ケア政策が前提とする家族モデル——1970 年代以降の子育て・高齢者介護」『社会学評論』第 64 巻第 4 号、604-624 頁。
- 藤間公太（2018）「ケアの多元化と脱家族化」法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所雑誌』第 722 号、58-69 頁。
- 三浦まり編（2018）『社会への投資——〈個人〉を支える〈つながり〉を築く』岩波書店。
- 宮本太郎（2008）『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- 宮本太郎（2017）『共生保障——〈支え合い〉の戦略』岩波書店。
- 宮本太郎（2021）『貧困・介護・育児の政治——ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版。
- 森詩恵（2018）「我が国における高齢者福祉政策の変遷と「福祉の市場化」——介護保険制度の根本的課題」『社会政策』第 9 巻第 3 号、16-28 頁。
- 森詩恵（2023）「介護保険制度における「介護の社会化」と家族介護——高齢者の生活全体を支える介護支援とはなにか」法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所雑誌』771 号、44-56 頁。
- 森川美絵・金智美（2018）「ケアの市場化に伴うケアワークの規制——日韓の介護保険制度における家族介護労働への支払いからの示唆」『社会政策』第 10 巻第 2 号、117-128 頁。

Methods and Challenges in the “Socialization of Care”: A Connective Perspective on Familiarization and Marketization

Makoto INOUE

The purpose of this paper is to present an analytical perspective for overcoming and integrating the traditional divisions in the debate over the “socialization of care” in Japan. Since the 1990s, Japan has witnessed the *Socialization of care*, a process of sharing with society the responsibility for care borne by the family, with new social policies including expanded care services and bolstered family support. These policies, however, have not necessarily reduced the burden of care borne by the family; in other words, they did not lead to *De-familiarization*. Rather, it has been pointed out that the socialization of care caused *Marketization*, expansion of the care services market through deregulation, and *Familiarization*, strengthened familism due to bolstered family care supported by policies such as child/nursing care leave and child allowances.

This poses a question on how to view the fact that marketization and familiarization have progressed simultaneously under the mantra of the “socialization of care.” This paper points out that the development of the “socialization of care” in Japan is not attributed to a change in the way welfare is provided, as shown in the welfare regime theory, by the three parties: the state, the market, and the family. It thus proposes the necessity of analyzing the institutional conditions that have supported Japanese familism, focusing on the division of gender roles across the public and private spheres that has enabled care by family members, especially by women, and on industrial and employment policies that have supported weak social security policies, in order to present a comprehensive perspective on the “socialization of care.”

